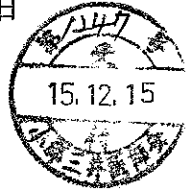




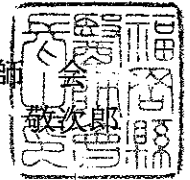
福岡県医発第1633号(地)

平成15年12月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則の
一部を改正する省令の施行について

近年の国際情勢の変化等を踏まえ、生物テロの危険性が指摘されている痘そう（天然痘）の発生及びまん延を予防するため、痘そうを予防接種の対象疾病とする等の措置を講ずる必要があることから、予防接種法施行令の一部を改正する政令、及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令が、平成15年10月22日政令第460号、厚生労働省令第164号をもってそれぞれ公布、いずれも同日施行されることとなった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

主な改正内容は、①「痘そう」を予防接種法上の「一類疾病」とし、予防接種の対象疾病とする、②厚生労働大臣が都道府県知事に臨時の予防接種を行うよう指示する場合は、必要と認められるときには、接種対象者について指示するものとする、の2点であります。



(地Ⅲ 198)

平成15年11月19日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則の
一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の国際情勢の変化等を踏まえ、生物テロの危険性が指摘されている痘
そう（天然痘）の発生及びまん延を予防するため、痘そうを予防接種の対象疾病と
する等の措置を講ずる必要があることから、予防接種法施行令の一部を改正する政
令、及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令が、平成15年10月22日政
令第460号、厚生労働省令第164号をもってそれぞれ公布、いずれも同日施行
されることとなり、厚生労働省健康局長より、各都道府県知事、政令市市長、特別
区区長宛に通知がなされました。

主な改正内容は、①「痘そう」を予防接種法上の「一類疾病」とし、予防接種の
対象疾病とする、②厚生労働大臣が都道府県知事に臨時の予防接種を行うよう指示
する場合は、必要と認められるときには、接種対象者について指示するものとする、
の2点であります。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件につ
いてご了解いただきますとともに、貴会管下会員への周知方よろしくご高配のほど
お願い申し上げます。

平成15年10月24日

(社) 日 本 医 師 会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行
規則の一部を改正する省令の施行について

標記について、厚生労働省においては、別添（写）のとおり、各都道府県知事・政令
市市長・特別区区長あて通知したところです。

つきましては、貴職におかれましても、貴下会員各位及び関係方面に周知していただ
き、関係者の格別の御協力が得られるようよろしくお取り計らい願います。

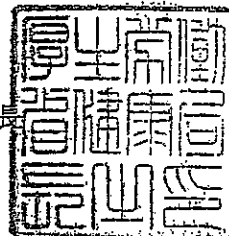


健発第1022001号

平成15年10月22日

各
〔都道府県知事
政令市市長 殿
特別区区长〕

厚生労働省健康局長



予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成15年10月22日政令第460号をもって、予防接種法施行規則の一部を改正する省令が平成15年10月22日厚生労働省令第164号をもってそれぞれ公布され、いずれも同日施行されることとなっている。今回の改正の趣旨及び要点は、下記のとおりであるので、十分留意の上、運用に当たっては遺憾なきを期されたく通知する。

記

第一 改正の趣旨

近年の国際情勢の変化等を踏まえ、生物テロの危険性が指摘されている痘そう（天然痘）の発生及びまん延を予防するため、痘そうを予防接種の対象疾病とする等の措置を講ずるものであること。

第二 改正の要点

1 政令で定める一類疾病

痘そうを予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第2項第8号の政令で定める一類疾病としたこと。（第1条関係）

2 予防接種の対象者の制限についての厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣が法第6条第2項の規定により、都道府県知事に臨時の予防接種を行うよう指示する場合は、

- ① 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病（法第6条第1項に規定する疾病をいう。以下同じ。）に係る予防接種による健康被害が発生するおそれがある場合であって、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときには、疾病が発生した場合に直ちにそのまん延を防止するために必要な業務に従事しなければならない者であって当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとし、（第3条第2項関係）

- ② ①と同様に予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときには、①の者及び当該疾病の病毒によって汚染された物又は当該疾病にかかっている者（疑似症を呈している者を含む。）に接触したと認められる者を対象として、予防接種を行うよう指示するものとする。こと。（第3条第3項関係）

3 施行日

この政令は、公布の日（平成15年10月22日）から施行すること。（附則関係）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○予防接種法施行令の一部を改正する
政令(四六〇)

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに
公布する。

御 名 御 璽

平成十五年十月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 福田 康夫

政令第四百六十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令
内閣は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第二項第八号及び第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「予防接種法(以下「法」という。」「を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(政令で定める一類疾病)

第一条 予防接種法(以下「法」という。)(第二条第二項第八号の政令で定める疾病は、痘そうとする。

第三条に次の二項を加える。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病に係る予防接種による健康被害が発生するおそれがある場合であつて、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、疾病が発生した場合に直ちにそのまん延を防止するために必要な業務に従事しなければならない者であつて当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

3 前項の予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、前項に規定する者及び当該疾病の病害によつて汚染された物又は当該疾病にかかっている者(疑似症を呈している者を含む。)に接触したと認められる者を対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 坂口 力

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 福田 康夫

〔省 令〕

○予防接種法施行規則の一部を改正する
省令(同一六四)

○厚生労働省令第六十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第四百六十号)の施行に伴い、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年十月二十二日

厚生労働大臣 坂口 力

予防接種法施行規則の一部を改正する省令
予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条本文」を「第一条の二本文」に改める。

第二条の二中「第一条」を「第一条の二」に改める。

附 則

この省令は、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第四百六十号)の施行の日から施行する。